科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 26 年 6 月 3 日現在

機関番号: 1 2 5 0 1 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2012~2013

課題番号: 24730002

研究課題名(和文)被害者遺族による意見陳述が裁判官の量刑判断に及ぼす影響

研究課題名(英文) The Impact of Victim Statement of Opinion on Judges' Sentencing Decision

研究代表者

佐伯 昌彦 (Saeki, Masahiko)

千葉大学・法経学部・准教授

研究者番号:10547813

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,400,000円、(間接経費) 420,000円

研究成果の概要(和文): 本研究では,自動車運転に起因する過失致死(致死傷も含む)の刑事裁判の確定記録を対象に調査を実施ししたものである。

象に調査を実施ししたものである. まず,意見陳述制度の利用の有無を規定する変数について探索的に分析を行い,被害者と遺族の関係性や,被告人に対する遺族の評価といった要因が意見陳述制度利用の規定要因として重要である可能性を示した.そして,意見陳述制度の利用が実刑判断を促進している可能性を支持する結果も示されたが,サンプル数の限界のためさらなる検証が必要である.他方で,このような影響があると考えた場合に,そのメカニズムがどのようなものであるかについても,入手できたデータの範囲で検討することができた.

研究成果の概要(英文): Actual case records on death (including death and injury) through negligence or negligent conduct in the operation of an automobile were examined.

At first, some hypotheses were exploratory tested to identify factors which promote a use of Victim State ment of Opinion (VSO). According to these tests, two important factors were found; namely the relation bet ween victims and bereaved family members and bereaved family members' evaluation on defendants. Then, the impact of VSO on sentencing outcomes was examined, and some results supported that uses of VSO promote sen tences without suspension, although these results are not so clear due to the limited sample number. However, I was able to discuss the plausible mechanism of the impact based on the data available.

研究分野: 社会科学

科研費の分科・細目: 法学・基礎法学

キーワード: 刑事裁判 被害者参加 量刑 意見陳述制度

1.研究開始当初の背景

刑事裁判における犯罪被害者および遺族等(以下では、被害者とする)の役割は,2000年以降大きく変化した.すなわち,2000年以降の法改正により,意見陳述制度(刑訴法292条の2)および被害者参加制度(同316条の33以下)が導入されたのである.このように,従前と比較して被害者が刑事裁判において積極的な役割を果たすことが可能となったわけであるが,この点については様々な問題につき議論がなされている.その論点の1つとして,被害者の刑事裁判における積極的な関与が量刑判断に及ぼす影響を挙げることができる.

被害者の刑事裁判への参加,とりわけ意見 陳述制度や被害者参加制度の利用を通した 参加が,量刑に対して影響を及ぼすのか否か, また影響を及ぼすとしてそれが不当である のか否かという点については,多くの論稿に おいて議論されていたテーマであった.しか しながら,多くの論稿で議論されていながら, 実証的なデータに基づいた検討が加えられ ることはほとんどなかった.

そもそも,被害者の刑事裁判への参加が量刑判断に及ぼす影響について議論するのしたならば,それはどのようならば,それはどのようなに基づくものであるのか,というといての実証的なデータが必要である証明である。なぜならば,そのような実証的ならば,その影響の有無およびような影響の有無およびメカニズムにしなりのもとに,その影響に可能になるとの影響のもとに,その影響に可能になるとの影響のもとに,その影響に可能になるとの影響を発展される.

このように,本研究を開始する時期におい ては,被害者の刑事裁判への参加が量刑判断 に及ぼす影響について多くの注目が寄せら れていたものの,実証的な知見が十分にそろ っていないという状況にあった、とりわけ、 この問題は,裁判官の量刑判断について強く 妥当するものである . 法と心理学的な研究が 一定の厚みをもってきたこともあり,裁判員 の量刑判断を前提とし,それに被害者の刑事 裁判への参加がどのような影響を及ぼすの かという点については,いくつかの研究が公 表されてきていたし,本研究実施者もそのよ うな研究を公表してきたものの 1 人である. しかし,裁判官の量刑判断への影響という点 については、その調査の実施困難性から、実 証的な研究がほとんどなされていないとい う状況であったのである.

2.研究の目的

以上において述べたように,意見陳述制度 や被害者参加制度を通した被害者の刑事裁 判への参加が,裁判官の量刑判断にどのよう な影響を及ぼすのかという点については,実証的な研究がほぼ皆無であるという状況であった.

そこで、本研究実施者は、この空白を埋めるために、裁判官の量刑判断に対して、被害者の刑事裁判への参加が及ぼす影響の有無、および、もしそのような影響があった場合のメカニズムについて実証的に検討することが必要であると考えた。

そのためには,実際の刑事裁判の記録を対象とした量的調査を実施することが最も適切な方法であると考え,その準備をすることとした.研究の方法については,後程詳述するが,研究の目的という観点から,以下の2点について,ここで触れておくこととする.

まず,刑事裁判の記録を対象とした調査を 実施するとして、どのような事件類型を対象 とした調査をすることが適切かということ が問題となり得る.本研究では,自動車運転 に起因する過失致死事件(罪名としては,業 務上過失致死と自動車運転過失致死が該当 する.なお,いずれも致死傷の場合を含む) を対象とすることとした.このような事案類 型を対象とすることには,次のような利点が ある.裁判員裁判が開始したことから,比較 的積極的に被害者が刑事裁判に参加してい ると考えられる事件のうち,多くのものは裁 判員裁判対象事件となっていることが考え られるところ,この事案類型では依然として 裁判官のみが量刑判断を担当している.した がって,実践的な意義を重視するならば,裁 判官の量刑判断を従属変数とした研究を行 う場合,現在では裁判員裁判対象事件となっ てしまっている事件を扱うよりも,現在も裁 判官のみで量刑判断を行っている事件を扱 う方が有意義であると考えらえる.

他方で,これは調査資料の入手可能性の制約に起因することであるが,調査対象は被害者参加制度開始以前に確定した事件の記録に限られている.この点は,本調査の意義を考える際に留意しておく必要があるが,まずは意見陳述制度の利用の有無の影響に絞って検証を加えることも,これまでに述べてきたような,本問題を取り巻く研究状況に照らせば意義があると考えられる.

3.研究の方法

以上までに若干言及したところではあるが,本研究は,実際の刑事裁判の確定記録を対象として調査を行うこととした.

具体的には,業務上過失致死ないし自動車 運転過失致死(いずれも致死傷を含む)で東 京地方裁判所に起訴され,それらの罪で有罪 となり,2007年中に判決が確定した事件の記 録 104件を閲覧・謄写し,謄写した資料から 必要なデータを抽出する作業を行い,データ セットを作成し,そのデータを分析すること で研究を実施した.

ここで確定記録から必要なデータを抽出 し,データセットを作成する作業は,ある程 度客観的な指標によって操作的に定義できる変数であれば容易であるが,そうではない場合には困難なものとなる.本調査においても,刑事裁判に参加した遺族の被告人に対する評価のあり様などの,主観的な側面の強い変数についてもデータを抽出しているため,このような変数の客観性をなるべく担保するようデータを読み返し,可能な限り明文化可能なコーディング・ルールの作成に努めた.

しかしながら,依然としてデータ抽出過程においては調査実施者の主観的判断が入り込む余地は排除し切れておらず,この点は本調査の結果を評価する際には留意しておく必要がある.そのような限界はあるものの,ある程度詳細なコーディング・ルールを作成したので,本調査には,今後の研究を実施するうえでの指針を提供するという意義も認められるように思われる.

ここで,データの分析方法であるが,基本的にはカイ二乗検定による分析を行っている.調査目的からすれば,ロジスティック回帰分析などの多変量解析の手法を用いることが適当であるようにも考えられるが,本調査サンプルが 104 件であることからすると,複数の変数を独立変数として分析することには限界があるように思われる.

他方で,端的に二変数間の関係のみに着目して分析しているだけでは,量刑の規定因子が複雑であると予想されることからも,十分ではないことは明らかである.そこで,ある変数を統制する場合には,一定の数は確保しつつ,分析対象とするサンプルを限定する方法を採用した.これによって,可能な限り統制変数についても配慮した分析を実施することとした.

4. 研究成果

以上のような目的から,事件記録を利用した調査という手法を採用したが,その分析結果については,以下の3つの項目に分けて示すこととする.まず,(1)意見陳述制度の利用の有無を規定する要因という問題について検討した分析結果を示す.次に,(2)意見陳述制度の利用の有無が量刑判断に及して影響を及ぼしていると考えられる場合に,そのメカニズムとしてはどのようなものが考えられるかという点についての分析結果を示す.

ここで,これらの各分析の意義は次のとおりである.まず,これまでにも述べてきているように,本研究の最終的な目的は,意見陳述制度の利用を通した被害者参加が,量刑判断に影響を及ぼしているのか,及ぼしているとすれば,それはどのようなメカニズムによって惹起されているのかを実証的に特定することで,意見陳述制度の規範的評価に関する議論の基礎資料を提供しようとすることにある.そのような観点からすると,(2)

および(3)の分析が主要な目的ということ になるが, その前提として,(1)の分析を 行っておく必要がある、なぜならば、本研究 において従属変数として据えられている量 刑判断は,意見陳述制度の利用の有無だけで なく, 多様な要因によって規定されていると 考えられるからである. すなわち, 意見陳述 制度の利用の有無が量刑判断に影響を及ぼ しているか否かを検証する際には、それらの 変数を統制しておく必要がある.とりわけ問 題であるのは,量刑判断にも影響を与え,か つ意見陳述制度の利用の有無にも影響を与 えている変数である.このような変数(ここ では仮に変数 X と呼ぶ)を統制しないまま」 端的に意見陳述制度の利用の有無と量刑判 断の関係を調べただけでは,意見陳述制度の 利用の有無についての正確な検証ができな いのである.このような場合に,仮に意見陳 述制度の利用が量刑判断に影響を与えてい たとしても,それは,変数 X が意見陳述制度 の利用を促進し,かつ変数 X が量刑判断にも 影響しているがゆえに,擬似的に意見陳述制 度の利用の有無と量刑判断との間に相関が 見られただけであるかもしれないからであ る.このような問題は,擬似相関の問題とし て指摘されているものである.

すでに研究の方法の箇所でも触れたように、本調査のサンプル数は限られているため、いわゆる多変量解析によってこの問題を回避することはできない、そこで、まずは(1)の分析を行うことで、(2)以降の分析に際して統制すべき変数をある程度特定しておくことが重要となるのである。この(1)の分析を踏まえて、(2)および(3)の分析が精緻化されることになる。

それでは,以下に(1)から(3)の分析 結果の概要を示すこととする.

(1)「意見陳述制度の利用の有無を規定す る要因の分析」

この分析を行うにあたって,3つの探索的な仮説を立てて,それを検証することとしまります。 またの仮説は,事件の内容が深刻であるいらまり、事件の内容が深刻であるというものである。第2の仮説は,死亡した被害者(のである。第2の仮説は,死亡した被害者した被害者は致死よび致死傷事件を対象と亡した被害者は死亡の遺族の関係性の違い(親である)とその遺族の関係性の違い(親であるといった関係性の違い)によって,意見陳であると関係が評価しているほど,意見をる。第3の仮説は,被告人の反省態度が評価しているほど,意見陳述制度の利用が促進されるというものであると遺族が評価しているほど。またの利用が促進されるというものであると対しまれているほど。

これらの仮説を検証したところ,第1の仮説は十分に支持されなかったが,他方で,第2および第3の仮説を支持する結果が示された.もっとも,第2の仮説と第3の仮説を独立したものと考えることは適当ではない.

本調査では,この点についてさらに分析を加えたところ,死亡した被害者の関係性と,遺族による被告人の反省態度の評価には一定の関係性があるかもしれないことが示された.

本調査のデータの性質上,第2の仮説と第3の仮説の関係性をより詳細に特定することは難しいが,いずれにせよ,(2)以降の分析で特に統制すべき変数が何であるかということは示すことができたように思われる。

(2)「意見陳述制度の利用の有無が量刑判 断に及ぼす影響の分析」

意見陳述制度の利用の有無と量刑判断との関係を分析するにあたって、そもそも量刑判断のどの側面について分析するべきかを検討する必要がある。すなわち、量刑判断といっても、実刑とするのか執行猶予とするのかの判断や、執行猶予とした場合に保護観察を付けるのか否かという判断、懲役刑とするのか禁錮刑とするのかの判断、あるいは刑期の長さをどのくらいにするのかの判断など、いくつかの側面があることを指摘できる。

ここでは,英米法圏の先行研究を踏まえて, 執行猶予とするか実刑とするかの判断(以下 では,執行猶予判断と呼ぶ)を取り上げて分 析することとした.これは,本研究実施者が 以前に行った英米法圏における Victim Impact Statement (以下では, VIS と省略す る)に関する実証研究のレビューによれば、 VIS が刑期の長さに関する判断に影響を及ぼ すことは示されていないが,それが保護観察 か実刑かという二者択一的な判断について は影響を及ぼしている可能性が排除されて いないことが示されたからである. もちろん, 保護観察か実刑かという判断と執行猶予判 断は厳密には異なるが,被告人を施設内に収 容するか, 社会内で処遇するかという重要な 二者択一的判断であるという点では共通性 が認められると考えられる.

そこで,執行猶予判断を従属変数とし,意見陳述制度の利用の有無との関連をカイ二乗検定により検証したところ,意見陳述制度の利用がある場合に,実刑判断が促進される傾向があることが示された.これは,(1)の分析を通して統制すべきであるとされた変数を統制した場合にも概ね維持される知見であったし,それ以外にも統制すべきと考えられるいくつかの変数を統制した場合にも維持される知見であった.

もっとも,分析方法について説明した箇所で述べた様に,本調査においては,独立変数以外の影響を統制する方法に限界がある.いくつもの統制変数を同時に統制するのではなく,あくまで,ある特定の1つの統制変数について統制しつつ,意見陳述制度の利用の有無と執行猶予判断との関連を調べるという方法を多数回行ったのみである.加えて,本調査において統制すべき変数を全て考慮

できているかどうかについては,依然として議論の余地が残されている.これは,どのような分析であっても残される問題であると考えられるが,本研究のように,サンプル数が少ない場合には,ある特異なケースが数件分析対象に含まれているために上述のような結果が生じた可能性についても,特に慎重となる必要があるだろう.

そのような観点から、「意見陳述制度が利 用され実刑となった事件」と「意見陳述制度 が利用されず執行猶予となった事件」とを比 較して,両者に,これまで統制変数として検 討してきたもの以外に特別な違いがないか どうかを検討することとした .その結果 ,「意 見陳述制度が利用され実刑となった事件」に は見られるが、「意見陳述制度が利用されず 執行猶予となった事件」には見られないよう な特徴があり得ることが指摘された.そうで あれば,そのような特徴の方が重要であり 意見陳述制度の利用の有無は,執行猶予判断 において決定的な意義を有していないのか もしれない.他方で,やはり意見陳述制度以 外に実刑を促進している要素が見出し難い ようなケースがあり得ることも否定できな いように思われる部分もあった.

(3)「意見陳述制度の利用の有無が量刑判 断に及ぼす影響のメカニズム分析」

(2)において述べたように,意見陳述制度の利用の有無と執行猶予判断との関連については,サンプル数の限界もあり,確定的な知見を示すことはできなかった.しかし,ここでは,仮に意見陳述制度の利用の有無が実刑判断を促進しているという可能性がのようなメカニズムで生じていると考えられるがを,探索的にでも検証しておく必要があると考え,そのような分析も行った.これは,政策的議論の基礎となるデータを示すという目的からは,探索的であっても,なるるとの知見を提供することに意味があると考えたからである.

あくまで探索的な分析にとどまるが,本調 査の分析によれば,遺族による被告人の反省 態度の評価が,意見陳述制度の利用の有無と 執行猶予判断との関連を説明する際に重要 な役割を果たしている可能性があることが 示された.もっとも,これら3変数の関係の 在り方については,いくつかの可能性が考え られ,本調査が依拠しているデータからは, そのうちどの可能性が最もあり得るのかを 検証することができなかった.しかしながら, 3 変数の関係性についてあり得る可能性を 具体的に記述し,それと対応した規範論上の 問題点を明らかにすることに努めたことに より、意見陳述制度を規範的に評価する際に 重要となる知見を一定程度は提供できたの ではないかと考える次第である.

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[学会発表](計2件)

佐伯昌彦、「意見陳述制度に関する実証的研究の中間的報告 自動車事故事件における利用状況と量刑への影響を中心に 」、法と経済学会(於、北海道大学) 2013 年 7月7日報告

SAEKI, Masahiko, "The Impact of Victims' Statement of Opinion on Sentencing Outcomes in Traffic Accident Cases: Early Findings from Study on Criminal Case Materials" 2013 Law and Society Association Annual Meeting (at Boston Sheraton Hotel), Presentation on May 31, 2013

[図書](計1件)

佐伯昌彦、法律文化社、法と心理学(うち第10章「被害者参加」を担当) 2013、271

6. 研究組織

(1)研究代表者

佐伯 昌彦 (SAEKI, Masahiko) 千葉大学・法経学部・准教授

研究者番号:10547813